

# 競技者規程

公益財団法人 日本レスリング協会

(H25.4.1)

## 競技者規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ憲章及び公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という。）スポーツ宣言並びに国際レスリング連盟（以下、「UWW」という。）の規約に基づき、公益財団法人日本レスリング協会（以下、「本協会」という。）の登録者である競技者の資格及びこれに関連する事項並びに規制する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 競技者とは、本協会及び傘下団体に登録した者であって、レスリング競技会及びレスリング大会等（以下、「競技会等」という。）に参加しているレスリング競技を行う者をいう。

2 役員等とは、本協会及び傘下団体に登録した者であって、本協会及び傘下団体（傘下団体の下部団体を含む）の部長、監督、コーチ、審判員等であって、競技者に対して指導する立場にある者をいう。

3 賞金とは、海外又は国内における競技会等において、主催者等によって、優秀な成績に対して与えられる金銭とする。

4 報奨金とは、海外又は国内における競技会において、理事会によって定めた優秀な成績に対して与えられる金銭とする。

5 謝金とは、本協会の目的を遂行するための事業に協力した競技者・役員に対して与えられる金銭とする。

6 出演料等とは、JOCにおけるマーケティングプログラム等への協力及びその他のコマーシャルへの出演によって発生する金銭とする。

7 その他の収入とは、上記以外の競技者規程に抵触しない商行為によって競技者等に対して与えられる金銭等をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、競技者に適用するほか役員等についても所要の条項を適用する。

### (競技者及び役員等の基本)

第4条 競技者及び役員等（以下、「競技者等」という。）は、ルールを重んじ本協会倫理規程を遵守し、正々堂々と競技するとともに、レスリング競技の発展に積極的に寄与するよう努めなければならない。

### (競技者等の遵守事項)

第5条 競技者等は、次に掲げる各号の行為をしてはならない。

- (1) 本協会、日本スポーツ協会及びJOCが禁止した競技会等に参加すること。
- (2) 自己の競技に金品を賭け又はそれに関連する賭博に関係すること。
- (3) 競技に際して、ドーピング、薬物使用、暴力行為等によりフェアプレイの精神に明かに違反すること。
- (4) UWW が制定している試合開始及び終了時の遵守事項に明らかに違反すること。
- (5) その他、競技者等として品位を著しく汚す行為をすること。

(競技者等の肖像)

第6条 競技者等の肖像権は、何人も侵すことのできない競技者固有の権利であることを原則とし、次の各号に基づき本協会登録競技者等の肖像を利用することができる。

- (1) 本協会は、本協会の目的の範囲内であれば、競技者の肖像等（画像、動画、イラスト、名称、通称、手形、足形等の競技者を特定できるもの）を無償にて使用することができる。
- (2) 本協会は、肖像等を利用して商品化する場合、競技者の承諾を得るものとする。
- (3) 本協会が派遣する国際大会等の代表選手の団体肖像は、本協会が保有する。
- (4) JOC 及び競技者所属団体の管理する肖像については、JOC 及び所属団体との契約や規程（本協会の事前同意のもの）を尊重する。

(広告等において承認を要する事項)

第7条 競技者は、次に掲げる各号の行為を行うときには、事前に本協会の承認を得なければならない。

- (1) 本協会のスポンサー以外の広告宣伝媒体に出演すること。
- (2) 競技者としての氏名、競技写真、競技実績を広告に使うことを自ら許可すること。

別紙第1 広告等出演等承認書

(競技において届出を要する事項)

第8条 競技者は、海外で開催される合宿・会議に個人又は特定の団体の一員として参加するときには、事前に本協会に届け出なければならない。

別紙第2 海外遠征（海外合宿等）届出書

(競技において承認を要する事項)

第9条 競技者は、海外で開催される UWW のカレンダーに記載されているレスリングに関する競技会・大会に個人又は特定の団体の一員として参加するときは、事前に国際交流委員会の承認を得なければならない。

#### 別紙第3 海外遠征（国際大会）承認書

（競技者において禁止・制限される行為）

第10条 レスリング競技会等は、本協会スポンサー企業の永年による協賛金によって成り立っていることを尊重し、次に掲げる各号の行為を禁止する。

- (1) 本協会の主催する競技会等において、本協会の承諾無しに商行為をすること。
- (2) 本協会が主催する公式行事、公式試合、公式練習のうち、スポンサー企業からスポーツ用品・用具の提供を受けている活動に対しレスリング競技者等としてメディア出演する際は、本協会の認める特段の事情のない限り、そのスポンサー以外の用品・用具等を着用・使用すること。
- (3) 協会派遣者以外の者が、大会参加に伴う協会指定の服装をすることを禁止する。

（賞金等の受取）

第11条 賞金等については、次の各号の基準に基づき配分される。

- (1) 競技者は、個人に支払われる賞金、報奨金、謝金、その他の収入については、両替手数料等の経費を除き全額を得ることができる。
- (2) 団体として獲得した賞金については、両替手数料等の経費を除いた50%を本協会に50%を獲得したスタイルの強化委員会に経費として充当する。

（違反者に対する処分）

第12条 本協会は、競技者等が本規程に違反した場合は、その違反の程度に応じ、倫理規程に定める手続きによって処分を行うものとする。

（競技者の行動規範の設置）

第13条 本協会は、競技者の行動規範を以下の要領で別途定める

- (1) 全競技者向け
  - ・協会への選手登録申込時に規範を明示し、遵守する旨の誓約をすることによって正式登録とする。
  - ・未成年の場合は親権者が規範を遵守させる旨を誓約することによって正式登録とする。

(2) 代表選手向け

- ・代表選手に選考された競技者に規範を明示し、遵守する旨の誓約をすることにより代表選手団入りとする。
- ・誓約は毎年確認する
- ・必要に応じて、合宿や遠征、大会時に個別の規範遵守を求め、それに誓約した競技者が参加の権利を有するものとする。

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規程は、公益財団法人日本レスリング協会の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

1. 本規程は、平成29年1月1日から一部改正し、施行する。

附 則

1. 本規定は、令和4年3月4日から一部改正（第2・7・8・9・10・11・条）し、施行する。

附 則

1. 本規定は、令和4年12月25日から一部改正（第13条）し、施行する。

附 則

1. 本規定は、令和5年3月3日から一部改正（第12条）し、施行する。